

3 1 地方交付税の確保や臨時財政対策債の廃止など、 地方分権改革の推進

近年における社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実、防災体制の強化、都市機能の充実など、財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対して十分な財政措置がされておられません。指定都市が成長戦略拠点として日本の発展を一層けん引していくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
- (2) 国庫補助負担金の廃止及びそれと一体となった税源移譲
- (3) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- (4) 大都市特有の財政需要を考慮した法人所得課税，消費・流通課税などの配分割合の拡充強化
- (5) ふるさと納税制度の抜本的な見直し（高額所得者優遇の住民税控除の見直し，返礼品競争改善に向けた総務大臣通知の徹底と返礼品の更なる見直し，ワンストップ特例における所得税振替え分に係る住民税減収に対する適切な補てん）
- (6) 新たな大都市制度「特別自治市」の創設や，それまでの道府県からの事務権限の移譲と自主財源の保障

（内閣府，総務省）

地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- ① 地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、**地方交付税の必要額を確保すること**
- ② 必要額の確保に当たっては、法定率の更なる引上げによって対応し、**臨時財政対策債は速やかに廃止すること**

京都市の財政事情

大都市特有の財政需要に加え、観光立国・文化芸術立国に貢献する独自の取組を展開しており、**他都市にはない財政需要が発生している**。一方、社寺、大学、山林が多いなど、**京都のまちの特性により税基盤が非常に脆弱**なうえ、**交付税の削減により厳しい財政状況にある**。

職員数の削減など行財政改革を徹底しているが、財源不足が発生し、禁じ手である減債基金の取崩しで対応している。

- ※ 減債基金（ルール積立分）からの取崩しは累計47億円
- ※ 財政調整基金残高見込みは13億円（他政令市平均194億円）（29年度末見込み）

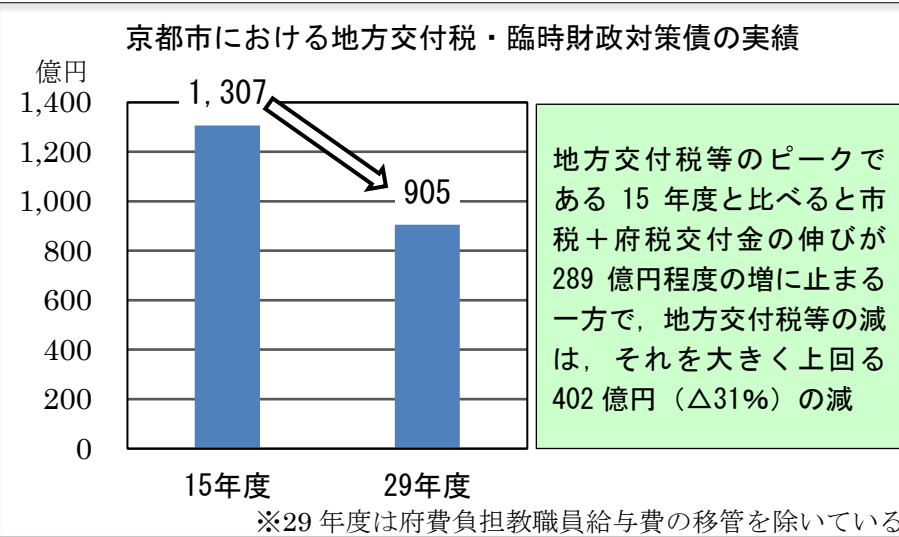
社会福祉と臨時債償還費を除く財政需要額が大きく減少

道路、河川、学校などの修繕をはじめ、**安心安全の推進に必要な需要額もしっかり確保すべき**

(単位：億円)

項目	15年度	29年度	増減額
基準財政需要額	3,139	2,940	△199
うち、社会福祉に係る財政需要	802	1,196	+394
うち、公債費	350	491	+141
(上記のうち臨時財政対策債の償還)	(3)	(189)	(+186)
上記以外のサービスに要する経費	1,987	1,253	△734

※ 基準財政需要額＝府費負担教職員給与費の移管の影響を除く
 ※ 社会福祉に係る財政需要＝生活保護費＋社会福祉費＋保健衛生費＋高齢者保健福祉費



地方財政計画における地方税等の収入見込みが実態より過大

的確な収入見込みを計上するとともに、法人市民税同様、景気の変動を受けやすい**配当割、株式等譲渡所得割、地方消費税交付金**にも、**精算・補てん制度が必要**

(単位：億円)

項目	27年度(決算)	28年度(決算)	増減額	増減率
一般財源収入	3,874	3,781	△93	△2.4%
うち交付税＋臨時財政対策債	894	812	△82	△9.1%
うち市税＋府税交付金	2,926	2,866	△60	△2.1%

※ 教職員給与費移管分を除く。

地財計画 0.1% (pointing to the change in total revenue)

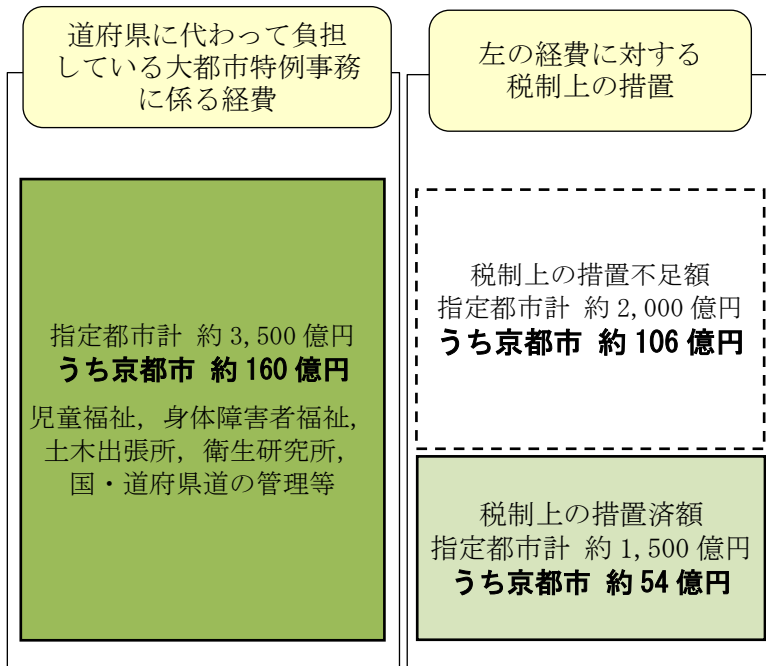
地財計画 3.2% (pointing to the change in municipal and prefectural tax payments)

事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

現状・課題

京都市をはじめ指定都市は、「事務配分の特例」として、道府県に代わって、国道・府道の管理などの事務を行っている。国・道府県から指定都市への税源移譲により、事務配分の特例に対応した、大都市税源の拡充強化が必要。

大都市特例事務に係る税制上の措置不足額
(平成 29 年度予算に基づく概算)



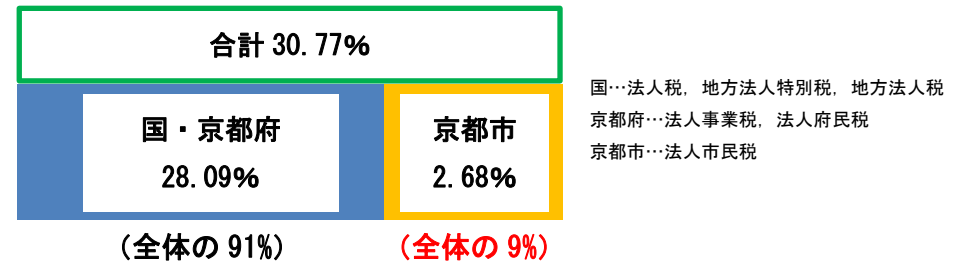
大都市特有の財政需要を考慮した法人所得課税, 消費・流通課税などの配分割合の拡充強化

現状・課題

京都市をはじめ指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である法人所得課税や消費・流通課税の配分割合が極めて低くなっている。

したがって、指定都市において、法人が産業経済の集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを楽しんでいること等を踏まえ、特に法人住民税や地方消費税(社会保障財源化分以外)の配分割合について拡充を図る必要がある。

国・地方の法人に係る税率の内訳 (29年度)



法人が納める税のうち、本市に納められる割合は、わずか 9%

要望

配分割合の拡充強化が必要!

ふるさと納税制度の抜本的な見直し

現状・課題

- 返礼品競争と寄付金控除の拡充により、ふるさと納税が急拡大
⇒ 29年度の寄付金控除額約16.5億円
- ・ 28年度の約10億円から6.5億円の増加！
- ・ 全国的なふるさと納税の拡大により、30年度も寄付金控除額の増加が見込まれる！

ふるさと納税制度の問題点

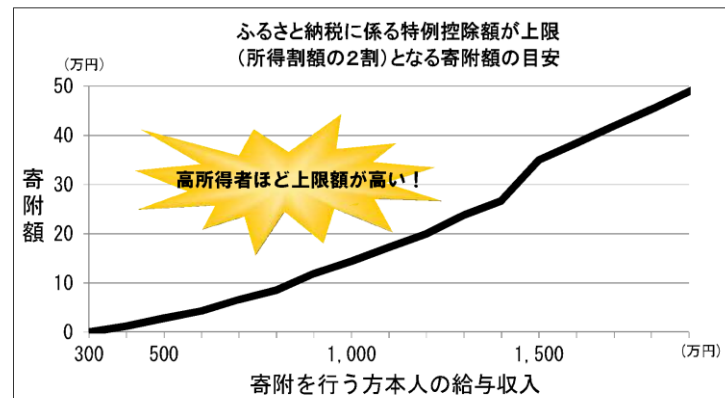
- ・ 特例控除額が現行の所得割額の2割という定率の上限では、高所得者ほど上限額が高くなり、返礼品と組み合わせることにより、結果として節税効果が生ずる。
- ・ 過熱する返礼品競争により、制度の趣旨がゆがめられている。
- ・ 住所地において享受する行政サービスの原資となるべき住民税が大きく減少し、財政運営に多大な影響を及ぼしている。

- ワンストップ特例制度を適用する場合、本来は所得税で控除されるものが、住民税で控除される。この住民税の減収分については75%の交付税措置があるが、残りの25%は地方に負担が転嫁されている。

本市の状況

(単位：億円)

	26年度	27年度	28年度	29年度
寄付受入額	1.2	1.1	1.8	1.3
税控除額	0.5	1.6	10.0	16.5
差引	0.7	△0.5	△8.2	△15.2



注
 ①総務省ホームページ掲載の金額を基に作成
 ②夫婦と子2人の場合
 ③配偶者は控除対象配偶者
 ④子は高校生(16歳から18歳の扶養親族)及び大学生(19歳から22歳の特定扶養親族)

要望

- ①高所得者優遇の住民税控除の見直しを行うこと
- ②返礼品競争改善に向けた総務大臣通知の徹底と返礼品の更なる見直しを行うこと
- ③ワンストップ特例制度を適用する場合に生じる住民税減収(所得税控除相当額)に対して適切な補てん措置を講じること

新たな大都市制度「特別自治市」の創設

現行の指定都市制度の課題

- 特例的・部分的な事務配分 ⇒ 迅速かつ主体的・総合的な行政運営に支障
- 道府県との不明確な役割分担 ⇒ 非効率な二重行政の発生
- 責任・権限に応じた税財政制度の不存在 ⇒ 受益と負担のねじれの発生

要望

抜本的な問題解決のためには、
「特別自治市※」の創設が不可欠

※ 外交・防衛等の国が担わなければならない事務を除いた地方が行うべき事務の全てを一元的に処理 など